

令和5年度
広島市介護サービス事業者集団指導研修
～高齢者虐待の防止について～

【全サービス共通】

広島市健康福祉局高齢福祉部
地域包括ケア推進課

広島市
地域包括
ケアシステム



0

高齢者虐待のない社会へ

全体の内容

1. 高齢者虐待とは
2. 養介護施設従事者等による高齢者虐待
3. 養護者による高齢者虐待



高齢者虐待を防ぐには、一人一人が「虐待はしてはいけない」という意識を持ち、

「何が虐待に当たるのか（種類）」「なぜ虐待が起きるのか（要因）」「虐待を防止するためには何が必要なのか」を正しく理解することが大切です。



1

1

1. 高齢者虐待とは



2

高齢者虐待防止法の目的

【法律の正式名称】

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成18年4月1日施行）

目的

この法律は、高齢者に対する虐待が深刻な状況にあり、高齢者の尊厳の保持にとって高齢者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等にかんがみ、高齢者虐待の防止等に関する国等の責務、高齢者虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による高齢者虐待の防止に資する支援のための措置等を定めることにより、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって**高齢者の権利利益の擁護に資することを目的**とする。

※虐待をした人を処罰する規定はない。



3

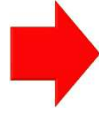
「高齢者虐待」の定義

高齢者が

(高齢者虐待防止法 第2条第1項)

65歳以上の者

※養介護施設・事業を利用する65歳未満の障害者。



「養介護施設従事者等」から

(高齢者虐待防止法 第2条第5項)

老人福祉法・介護保険法に規定される
養介護施設・養介護事業の業務に従事する人



「養護者」から

(高齢者虐待防止法 第2条第2項)

日常的に世話をしている家族・親族・
同居人などの、高齢者を現に養護している人



※高齢者を現に養護する者であつて養介護施設従事者等以外の者。

※虐待する側によって2つに分けられます。

虐待の種類

➤ 5つの類型 (高齢者虐待防止法 第2条第4項及び5項)

①身体的虐待 ②介護・世話の放棄・放任 ③心理的虐待 ④性的虐待 ⑤経済的虐待

➤ 広義の高齢者虐待の定義

「高齢者が他者からの不適切な扱いにより権利利益を侵害される状態や生命、健康、生活が損なわれるような状態に置かれること」



4

4

2. 養介護施設従事者等による高齢者虐待



5

5

「養介護施設従事者等」の範囲

	養介護施設	養介護事業	養介護施設従事者等
老人福祉法による規定	老人福祉施設 有料老人ホーム	老人居宅生活支援事業	「養介護施設」 または 「養介護事業」 の業務に 従事する者 (※)
介護保険法による規定	介護老人福祉施設 介護老人保健施設 介護療養型医療施設 介護医療院 地域密着型介護老人福祉施設 地域包括支援センター	居宅サービス事業 地域密着型サービス事業 居宅介護支援事業 介護予防サービス事業 地域密着型介護予防サービス事業 介護予防支援事業	

※直接介護サービスを提供しない施設長、事務職員等や、介護職以外で直接高齢者に関わる他の職種も含まれます。



6

6

養介護施設従事者がおさえておかなければならないこと①

➤ 高齢者虐待防止の体制整備の義務化

全ての介護サービス事業者を対象に、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生・再発を防止するための**委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めることを義務づける。**

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000943605.pdf>



- ① 虐待の防止のための対策を検討する**委員会(※)**を**定期的**に開催するとともに、その結果について、**従事者に周知徹底**を図ること。
- ② 虐待の防止のための**指針を整備**すること。
- ③ 従事者に対し、虐待の防止のための**研修を定期的**に実施すること。
- ④ 上記措置を適切に実施するための**担当者を置く**こと。

※ 虐待防止委員会に求められる役割は、虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策の検討等

全ての介護サービス事業者が対象

3年間の経過措置期間あり。令和6年4月1日より義務、それ以前は努力義務



7

7

養介護施設従事者がおさえておかなければならないこと②

通報に関すること

○通報義務（高齢者虐待防止法 第21条第1項）

養介護施設従事者等は虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合には、速やかに、市町村に報告しなければならない。 ※職員一人一人に通報義務があります。

○通報者保護（高齢者虐待防止法 第21条第6項及び第7項）

- ・通報等を行うことは、守秘義務に妨げられない。
- ・通報したことを理由として、不利益な扱いを受けない。
（※虚偽や過失によるものを除く）

通報の目的は、「加害者や加害行為」の発見ではなく、「虐待を受けたと思われる高齢者」を発見し守るためです。

虐待防止に関すること

○虐待防止のための措置

（高齢者虐待防止法 第20条）

- ・養介護施設従事者等への研修の実施
- ・利用者や家族からの苦情処理体制の整備
- ・その他必要な措置

広島市における相談・通報先

広島市健康福祉局高齢福祉部
地域包括ケア推進課
電話：082-504-2648



8

8

養介護施設従事者がおさえておかなければならないこと③

個人情報保護に関する法律

利用目的による制限（第18条）、第三者提供の制限（第27条）

虐待対応と個人情報保護の例外規定

- 一 **法令に基づく場合**
- 二 **人の生命、身体又は財産の保護のために必要**がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- 三 略
- 四 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める**事務を遂行することに対して協力する必要がある場合**であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

介護事業者などが、高齢者虐待対応に必要な範囲で、高齢者本人の同意なく目的外に個人情報を取り扱うことや、第三者（市町村など）に情報提供することは認められています。



9

9

養介護施設従事者等による高齢者虐待の種別（何が虐待に当たるのか）

1. 身体的虐待

高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

〈具体例〉

① 暴力的行為

- ・平手打ちをする。つねる。殴る。蹴る。 ・ぶつかって転ばせる。
- ・刃物や器物で外傷を与える。 ・入浴時、熱い湯やシャワーをかけてやけどをさせる。
- ・本人に向けて物を投げつけたりする。など

② 本人の利益にならない強制による行為、代替方法を検討せずに高齢者を乱暴に扱う行為

- ・医学的診断や介護サービス計画等に位置づけられておらず、身体的苦痛や病状悪化を招く行為を強要する。
- ・介護がしやすいように、職員の都合でベッド等へ抑えつける。
- ・車椅子やベッド等から移動させる際に、必要以上に身体を高く持ち上げる。
- ・食事の際に、職員の都合で、本人が拒否しているのに口に入れて食べさせる。
- ・家族からの要望等で、高齢者の自宅に外鍵をかけて外出できないようにする。
- ・通所サービスの送迎時に、無理やり車両に乗降させる、身体を強く引っ張る。など

③ 「緊急やむを得ない」場合以外の身体拘束・抑制（具体例は次スライド参照）



10

10

身体拘束として禁止の対象となる具体的な行為の例

- ①徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ②転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ③自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- ④点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ⑤点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ⑥車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったたりしないように、Y字型抑制帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
- ⑦立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する
- ⑧脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ⑨他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑩行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

出典：「身体拘束ゼロへの手引き」（平成13年3月 厚生労働省「身体拘束ゼロ作戦推進会議」）

「身体拘束その他利用者（入所者）の行動を制限する行為」は禁止の対象



身体拘束は「**身体的弊害**」「**精神的弊害**」「**社会的弊害**」など多くの弊害をもたらします。身体拘束廃止を実現していく第一歩は、ケアにあたるスタッフのみならず責任者や職員全体・利用者の家族が、身体拘束の弊害を正確に認識することが大切です。



11

11

身体拘束：「緊急やむを得ない場合」に該当する3要件

3つの要件を全て満たし、要件の確認等の手続が極めて慎重に実施されていることが必要

1. 切迫性

本人や他の入所者等の生命・身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。

2. 非代替性

身体拘束その他の行動制限を行う以外に代わりになる介護方法がないこと。

3. 一時性

身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

《手続き上の手順》

3要件の確認等の手続を「身体拘束廃止委員会」等のチームで行い、記録する。

本人や家族に、目的・理由・時間（帯）・期間等をできる限り詳しく説明し、十分な理解を得る。

状況をよく観察・検討し、要件に該当しなくなった場合はすみやかに身体拘束を解除する。

「緊急やむを得ない」場合を除き、身体拘束は全て高齢者虐待に該当する行為と考えられます。

※家族等から身体拘束を求められても、安易に独断で身体拘束を実施せず、組織的に慎重な対応を心がける必要があります。



魔の3ロック

物理的な拘束だけが身体拘束ではありません

- ・スピーチロック（言葉による拘束）
- ・フィジカルロック（身体的な拘束）
- ・ドラッグロック（薬物を使用した拘束）



12

12

2. 介護・世話の放棄・放任

高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置 その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

〈具体例〉

① 必要とされる介護や世話を怠り、高齢者の生活環境・身体や精神状態を悪化させる行為

- ・入浴しておらず異臭がする、汚れのひどい服を着せている等、日常的に著しく不衛生な状態で生活させる。
- ・体位の調整や栄養管理を怠る。 ・おむつが汚れている状態を日常的に放置している。
- ・健康状態の悪化をきたすほどに水分や栄養補給を怠る。
- ・健康状態の悪化をきたすような環境に長時間置かせる。 など

② 高齢者の態に応じた治療や介護を怠ったり、医学的診断を無視した行為

- ・医療が必要な状況にもかかわらず、受診させない。あるいは救急対応を行わない。
- ・処方通りの服薬をさせない、副作用が生じているのに放置している、処方通りの治療食を食べさせない。
- ・介護提供事業者等からの報告・連絡等を受けていたにもかかわらず、高齢者の状態変化に伴う介護計画等の見直しを怠る。 など

③ 必要な用具の使用を限定し、高齢者の要望や行動を制限させる行為

- ・ナースコール等を使用させない、手の届かないところに置く。
- ・必要なめがね、義歯、補聴器等があっても使用させない。 など

④ 高齢者の権利を無視した行為又はその行為の放置

- ・他の利用者に暴力を振るう高齢者に対して、何ら予防的 hand 立てをしていない。
- ・高齢者からの呼びかけに対し「ちょっと待ってね」等と言い、その後の対応をしない。
- ・必要なセンサーの電源を切る。 など

⑤ その他職務上の業務を著しく怠ること

- ・施設管理者や主任等が虐待の通報義務や虐待防止措置を怠る。 など



13

13

3.心理的虐待

高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

〈具体例〉

- ① 威嚇的な発言、態度
 - ・怒鳴る、罵る。
 - ・「ここ（施設・居宅）にいれなくしてやる」「追い出すぞ」などと言いつす。など
- ② 侮辱的な発言、態度
 - ・老化現象やそれに伴う言動等を嘲笑する。
 - ・子ども扱いするような呼称で呼ぶ。など
- ③ 高齢者や家族の存在や行為を否定、無視するような発言、態度
 - ・「なんでこんなことができないの」などと言う。
 - ・高齢者が大切にしているものを乱暴に扱う、壊す、捨てる。など
- ④ 高齢者の意欲や自立心を低下させる行為
 - ・職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視して、本人の出来る事まで介助する。など
- ⑤ 心理的に高齢者を不当に孤立させる行為
 - ・本人の家族に伝えてほしいという訴えを理由無く無視して伝えない。
 - ・面会者が訪れても、本人の意思や状態を無視して面会させない。など
- ⑥ その他
 - ・車椅子の移乗介助の際に、速いスピードで走らせ、恐怖感を与える。
 - ・本人の意思に反した異性介助を繰り返す。など



14

14

4.性的虐待

高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

〈具体例〉

- 本人への性的な行為の強要又は性的羞恥心を催すあらゆる形態の行為
 - ・性器等に接触したり、キス、性的行為を強要する。
 - ・性的な話を強要する（無理やり聞かせる、無理やり話させる）。
 - ・わいせつな映像や写真を見せる。
 - ・本人を裸にする、またはわいせつな行為をさせ、映像や写真に撮る。撮影したものを他人に見せる。
 - ・排せつや着替えの介助がしやすいという目的で、下（上）半身を裸にしたり、下着のまままで放置する。
 - ・人前で排せつをさせたり、おむつ交換をしたりする。またその場面を見せないための配慮をしない。など

5.経済的虐待

高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。



〈具体例〉

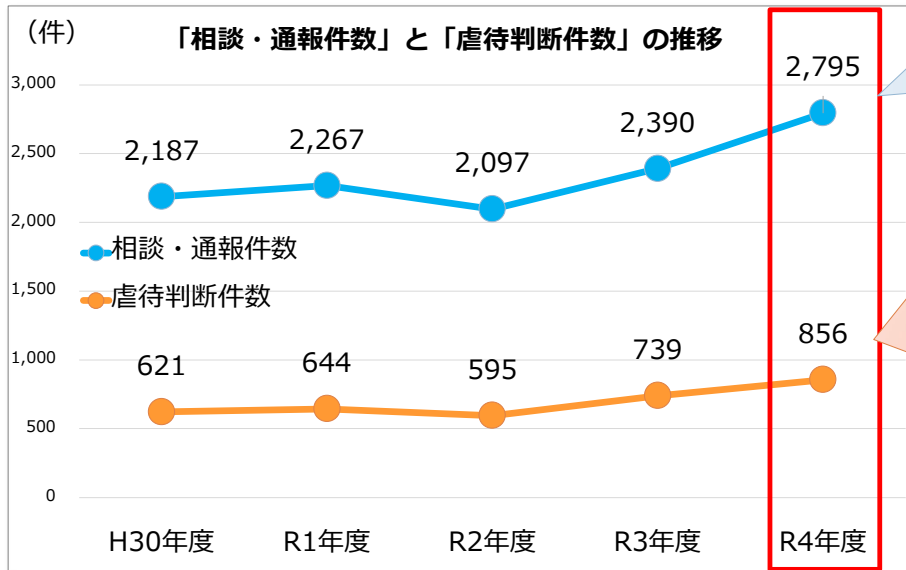
- 本人の合意なしに、又は、判断能力の減退に乘じ、本人の金銭や財産を本人以外のために消費すること。あるいは、本人の生活に必要な金銭の使用や本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること
 - ・事業所に金銭を寄付、贈与するよう強要する。
 - ・金銭・財産等の着服・窃盗等（高齢者のお金を盗む、無断で使う、処分する、無断流用する、おつりを渡さない）。
 - ・立場を利用して、「お金を貸してほしい」と頼み、借りる。
 - ・日常的に使用するお金を不当に制限する、生活に必要なお金を渡さない。など



15

15

養介護施設従事者等による高齢者虐待の現状①（全国）



相談・通報者の内訳は、「当該施設職員」が27.6%と最も多く、次いで「当該施設管理者等」が15.9%、「家族・親族」が15.5%であった。

虐待の事実が認められた施設・事業所の種別は、「特別養護老人ホーム」が32.0%で最も多く、次いで「有料老人ホーム」25.8%、「認知症対応型共同生活介護」が11.9%、「介護老人保健施設」が10.5%の順であった。

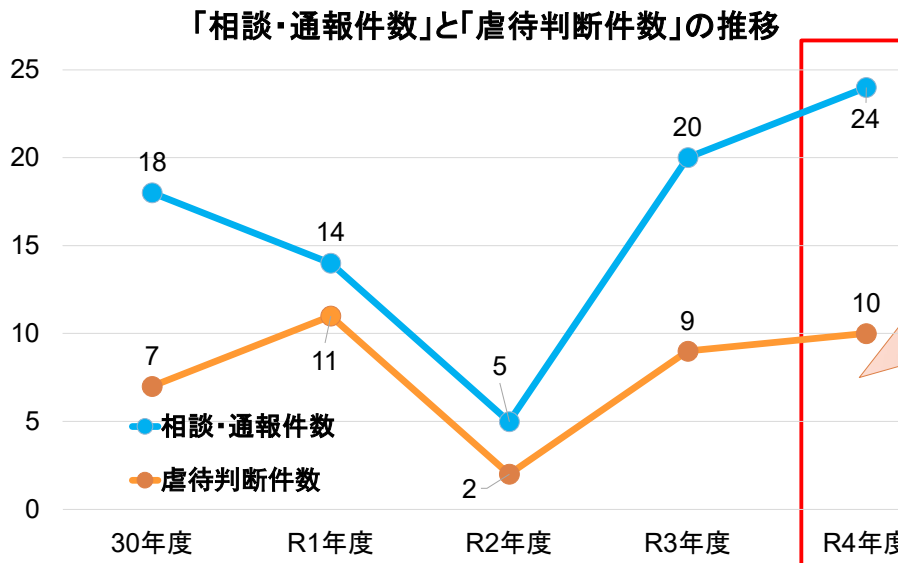
死亡事例8件（8人）

（参考）厚生労働省 令和4年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果

16

16

養介護施設従事者等による高齢者虐待の現状②（広島市）



相談・通報者の内訳は、「当該施設・事業所管理者」が10件で最も多かった。

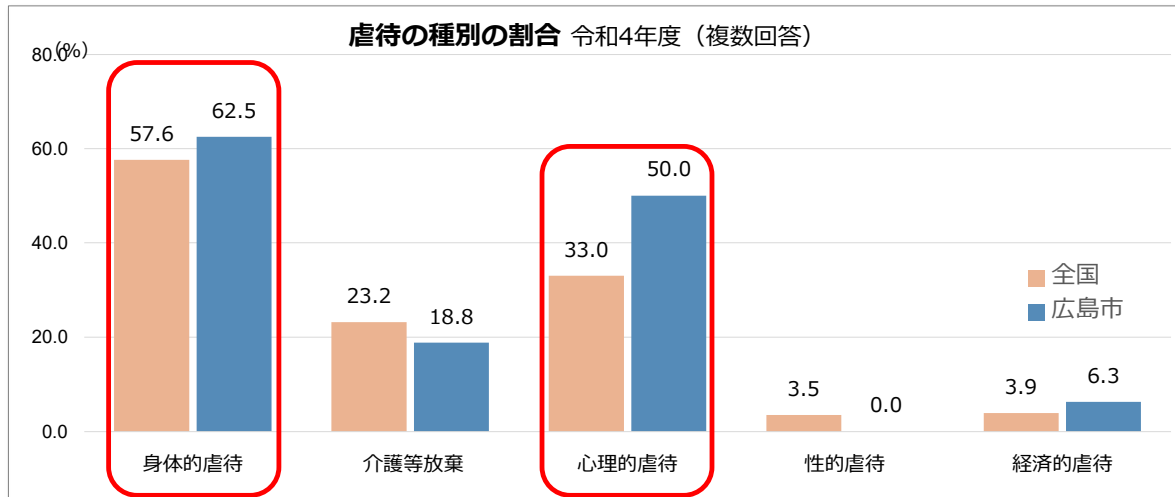
被虐待高齢者16人中、「男性」3人、「女性」13人であった。全員が認知症日常生活自立度Ⅱ以上の「認知症」を患っていた。「死亡事例」はない。
（1件に複数人の被虐待高齢者がいる場合がある。）

（参考）厚生労働省 令和4年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果

17

17

養介護施設従事者等による高齢者虐待の現状③（全国・広島市）



※被虐待高齢者の総数に対して虐待種別ごとに集計。

（参考）厚生労働省 令和4年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況に関する調査結果



18

18

養介護施設従事者等による高齢者虐待の現状④（広島市）

サービス種別毎の高齢者虐待の発生件数の内訳

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
虐待が確認された件数		7	11	2	9	10
サービス種別内訳	特別養護老人ホーム	1	2	1	2	3
	介護老人保健施設					
	介護医療院・介護療養型医療施設	1				
	認知症対応型共同生活介護	1	4		4	2
	（住宅型）有料老人ホーム					
	（介護付き）有料老人ホーム	2	3			1
	小規模多機能型居宅介護等		1			
	経費老人ホーム					
	養護老人ホーム				1	
	短期入所施設			1	1	3
	訪問介護等	1	1			1
	通所介護等	1			1	
	居宅介護支援等					
その他						



19

19

養介護施設従事者等による高齢者虐待の現状⑤（広島市）

本市において確認された高齢者虐待について

身体的虐待	<ul style="list-style-type: none"> ・夜勤帯、便失禁の処理でのシャワー浴の介助で、意思疎通がとれず左頬を叩いた。 ・両腕を強く掴み、左頬を平手打ち、腹部を蹴った。 ・大きな声で叱責し、頬を平手で叩いた。（心理的虐待） ・高齢者の車椅子を蹴り、頭を叩き、頬をつねった。 ・脱衣所内に誘導し、ドアを施錠した。 ・廊下のワックスがけの際、出口付近をベッドで遮り、出られないようにした。 ・夜勤帯に行動する高齢者のベッドにマットレスを立てかけ、出られないようにした。 ・緊急やむを得ない場合であるかの検討をしないで、高齢者のベッドを四点柵で囲った。 ・皮膚を掻き毟らないように、つなぎ服を着せた。
介護・世話の放棄・放任	<ul style="list-style-type: none"> ・夜勤帯、スタッフルームで長時間談笑し、フロアに職員がいない状態となった。 ・ナースコールを手の届かない場所に置いた。
心理的虐待	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者がタオルでテーブルを拭くと、「触るな」と大声を出しタオルを取り上げた。 ・食事の際、冷暖房の直接当たらない席に移動しようとする高齢者に、「動くな」と強い口調で注意した。 ・一口食べる度に箸を置くよう強い口調で指示した。
性的虐待	<ul style="list-style-type: none"> ・キスを強要した。 ・着衣の上から胸を触った。 ・失禁を理由に、ズボンを履かさずリハビリパンツのみで過ごさせた。 ・胸を繰り返し触った。
経済的虐待	<ul style="list-style-type: none"> ・キャッシュカードを窃盗し、会話の中で偶然知った暗証番号で大金を引き出した。 ・高齢者のテレビ台の上にある現金の入った封筒を窃盗した。 ・自らの立場を利用して、多くの高齢者に大金を出資させた。



20

20

養介護施設従事者等による高齢者虐待の発生要因（全国）

虐待の発生要因として最も多かったのは、「教育・知識・介護技術等に関する問題」です。これらの発生要因は、個人だけの問題とせず、組織全体の問題として捉える必要があります。

複数回答（虐待判断件数に対する割合）

内 容	令和3年度	令和4年度
教育・知識・介護技術等に関する問題	56.2%	56.1%
職員のストレスや感情コントロールの問題	22.9%	23.0%
虐待を助長する組織風土や職員間の関係の悪さ、管理体制等	21.5%	22.5%
倫理観や理念の欠如	12.7%	17.9%
人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ	9.6%	11.6%
虐待を行った職員の性格や資質の問題	7.4%	9.9%
その他	2.6%	3.5%

ケアの質向上のための取組や利用者の状態に応じたケアをチームで行うケア体制の構築が求められます。

（参考）厚生労働省 令和4年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果



21

21

養介護施設従事者等による高齢者虐待の発生要因（広島市）

広島市においても、虐待を行った職員の課題だけでなく組織運営上の課題も多い状況です。

内 容（選択形式 多い順に3項目を抜粋）	
組織運営上の課題	虐待防止や身体拘束廃止に向けた取組が不十分 高齢者へのアセスメントが不十分 職員が相談できる体制が不十分
虐待を行った職員の課題	職員の虐待や権利擁護、身体拘束に関する知識・意識の不足 職員の高齢者介護や認知症ケア等に関する知識・技術不足 職員の倫理観・理念の欠如 職員の性格や資質の問題
被虐待高齢者の状況	介護に手が掛かる、排泄や呼び出しが頻回 意思表示が困難 職員に暴力・暴言を行う

被虐待高齢者は、全員が認知症日常生活自立度Ⅱ以上、日常生活自立度(寝たきり度)A以上が約9割でした。

（参考）厚生労働省 令和4年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果



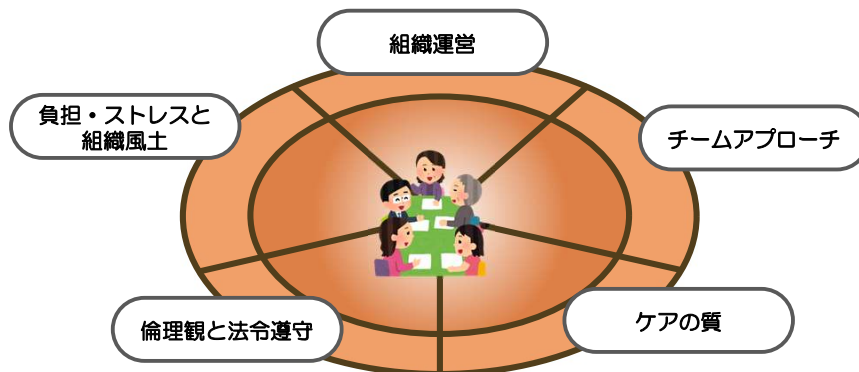
22

22

養介護施設従事者等による高齢者虐待の背景要因

養介護施設従事者等による高齢者虐待の発生には、下図に示すような要因が背景として存在することが多いと考えられます。これらは**必ずしも独立した要因ではなく、相互に関係している**場合が多く、単純に職員個人にだけ原因を求められるものではなく、ましてや利用者の属性に帰結されるものではありません。

そのような複合的な問題は、簡単には解決しない問題として捉え、**背景となる要因を一つ一つ紐解き、チーム一丸で計画的に解決を図る必要があります。**



この図の作成にあたって、三瓶徹氏（北広島リハビリセンター特養部四恩園施設長）が作成した資料を参考にしました。



23

23

組織運営

- **理念とその共有の問題**
 - ・介護理念や組織全体の方針がない
 - ・理念を共有するための具体策がない
- **組織体制の問題**
 - ・責任や役割の不明確さ
 - ・必要な組織がない・形骸化している
 - ・職員教育のシステムがない
- **運営姿勢の問題**
 - ・情報公開に消極的
 - ・効率優先
 - ・家族との連携不足

チームアプローチ

- **役割や仕事の範囲の問題**
 - ・リーダーの役割が不明確
 - ・介護単位があいまい/広すぎる
- **職員間の連携の問題**
 - ・情報共有の仕組みがない
 - ・意思決定の仕組みがない
 - ・異なる職種間の連携がない
 - ・年齢や採用条件による壁がある
 - ・社会的な手抜き（誰かがやってくれる）

ケアの質

- **認知症ケアの問題**
 - ・「何もわからない」など中核症状への誤解
 - ・BPSDへのその場しのぎの対応
- **アセスメントと個別ケアの問題**
 - ・利用者の心身状態を把握していない
 - ・アセスメントやケアプランと実際のケアの内容が運動していない
- **ケアの質を高める教育の問題**
 - ・認知症ケアに関して学習する機会の不足
 - ・アセスメントとその活用方法の知識不足

倫理観とコンプライアンス（法令遵守）

- **“非”利用者本位の問題**
 - ・安易な身体拘束
 - ・一斉介護・流れ作業
- **意識不足の問題**
 - ・職業倫理の薄れ
 - ・介護理念が共有されていない
- **虐待、身体拘束に関する意識、知識の問題**
 - ・高齢者虐待防止法や身体拘束禁止規定、その他必要な法令を知らない
 - ・身体拘束に替わるケアを知らない・考えられない

負担・ストレスと組織風土

- **負担の多さの問題**
 - ・人手不足・業務の多忙さ
 - ・夜勤時の負担
- **ストレスの問題**
 - ・負担の多さからくるストレス
 - ・職場内の人間関係
- **組織風土の問題**
 - ・みてみぬふり
 - ・安易なケアや身体拘束の容認
 - ・連絡の不徹底

事業所の状況を振り返ってみましょう



この図の作成にあたって、三瓶徹氏（北広島リハビリセンター特養部四恩園施設長）が作成した資料を参考にしました。



24

24

高齢者虐待の未然防止のために求められること

- **養介護施設等が自ら企画した研修を定期的に実施**すること
- **苦情処理体制**が施設長等の責任の下、運用されること
- **メンタルヘルスに配慮**した職員面談等を組織的に対応すること
- **業務管理体制を常に自主的に点検**し、必要に応じ、体制の見直しや運用の改善に努めること

厚生労働省老健局長通知（平成27年11月13日老発1113第1号）
「養介護施設従事者等による高齢者虐待の再発防止及び有料老人ホームに対する指導の徹底等について（通知）」

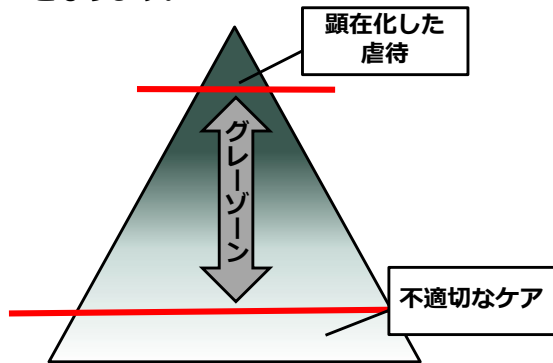


25

25

不適切なケアの改善

- 虐待かどうかだけに着目して、ケアの内容を決定するのは、ケアの質の向上を停滞させる原因となりえます。
- 虐待でないから「セーフ」と考えるのではなく、不適切な点を組織的に認め、共有した上で、最新の介護技術等を調べたり、話し合ったりすることにより、より良いケアを目指していく必要があります。
- 高齢者虐待を防止するには、**不適切なケアを早期に気付き、摘み取っていく**ことが極めて重要となります。



- ・不適切ケアは「行ってはいけないと思っているケア」から「問題ないと思っているケア」まで幅広い。
- ・不適切ケアを減らしていくためには、常に問題意識をもつことなど**日常的な努力**がとても有効です。

不適切ケアを減らすために

- 利用者本位のケア
- 不適切ケアへの意識を変える
- 業務全般を見直す（やり方、介護機器など）
- 業務システムを変える（利用者の生活単位、職位の業務配属単位など）



26

26

高齢者虐待（疑いも含む）を発見した際の対応について

速やかな初期対応

- ①利用者の安全確保
- ②事実確認
- ③組織的な情報共有と対策の検討
- ④本人・家族への説明や謝罪
- ⑤原因分析と再発防止の取組

事実確認の実施について（資料①）

- 1.事実と主観を区別し、あいまいな表現は避け具体的に確認
 - ・いつ、誰が、誰に、何を、どのように、なぜ、したのか。
 - ・本人にいつ、どこに、どのような傷等があったのか。その傷等を誰が確認したのか。
 - ・本人は何と言っていたのか、どんな様子だったのか。
 - ・目撃者した人はいるのか。 など
- 2.確認した内容を正確に記録

広島市への相談・通報は、「虐待が疑われる事実」を把握した段階で、事実確認と並行して速やかに行います。

職員が高齢虐待を発見した場合の対応について決めておきましょう。



27

27

広島市における養介護施設従事者等による高齢者虐待への対応の流れ

① 高齢者虐待通報受理・届出受理

受理機関：地域包括ケア推進課

② 事実確認のための調査

虐待の事実が認められた場合

③ 業務改善計画書の提出要請

- (1) 改善が必要と考えられる事項について通知します。
- (2) 養介護施設等は、通知に定められる期限内に業務改善計画書を提出します。

④ モニタリングの実施

改善計画の達成期日が経過した段階で、高齢者虐待の再発防止に向けた評価を行います。

虐待対応終了の2要件

- (1) 虐待が解消し、高齢者が安心してサービスを利用できるようになったと確認できること。
- (2) 虐待の要因となった課題について、養介護施設・事業所が再発防止のための方策を講じ、効果を上げていると確認できること。

事実確認のための調査

調査方法

状況に応じて、次のいずれかで実施します。

- ・運営指導（介護保険法）
- ・立入検査等（老人福祉法、介護保険法）

調査内容

高齢者本人

- ・虐待の事実と経過
- ・高齢者の安全確認と身体・精神・生活状況等の把握
- ・サービスの利用状況 など

養介護施設等

- ・サービスの提供状況
- ・虐待を行った疑いのある職員の勤務状況等
- ・職員の勤務体制
- ・高齢者虐待の防止のための取組 など

業務改善計画書の作成について

以下の内容について確認します。

- ・具体的な改善計画が記載されているか。
- ・改善計画に期限（達成時期）が設けられているか。
- ・虐待の発生防止にかなった内容が記載されているか。

28

28

3. 養護者による高齢者虐待



29

29

養介護施設従事者がおさえておかなければならないこと

通報に関すること

- **通報義務（高齢者虐待防止法 第7条第1項）**
養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。
- **通報義務（高齢者虐待防止法 第7条第2項）**
前項に定める場合のほか、養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。
- **通報者保護（高齢者虐待防止法 第8条）**
市町村が前条第1項若しくは第2項の規定による通報又は次条第1項に規定する届出を受けた場においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

広島市における相談・通報先

高齢者の方のお住まいの地域の

「区地域支えあい課」又は「担当地域包括支援センター」



30

30

養護者による高齢者虐待の種別（何が虐待に当たるのか）

1. 身体的虐待

高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

〈具体例〉

- ① **暴力的行為で、痛みを与えたり、身体にあざや外傷を与える行為**
 - ・ 平手打ちをする。つねる。殴る。蹴る。やけど、打撲をさせる。
 - ・ 刃物や器物で外傷を与える。など
- ② **本人に向けられた危険な行為や身体に何らかの影響を与える行為**
 - ・ 本人に向けて物を壊したり、投げつけたりする。
 - ・ 本人に向けて刃物を近づけたり、振り回したりする。など
- ③ **本人の利益にならない強制による行為によって痛みを与えたり、代替方法があるにもかかわらず高齢者を乱暴に取り扱う行為**
 - ・ 医学的判断に基づかない痛みを伴うようなリハビリを強要する。
 - ・ 移動させるときに無理に引きずる。無理やり食事を口に入れる。など
- ④ **本人の行動を制限したり、外部との接触を意図的、継続的に遮断する行為**
 - ・ 身体を拘束し、自分で動くことを制限する（ベッドに縛り付ける。ベッドに柵を付ける。つなぎ服・ボディスーツを着せて自分で着脱できなくする。意図的に薬を過剰に服用させて動きを抑制する。 など）
 - ・ 外から鍵をかけて閉じ込める。中から鍵をかけて長時間家の中に入れない。など



31

31

2.介護・世話の放棄・放任

高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人による虐待行為の放置等、養護を著しく怠ること。

〈具体例〉

- ① 意図的であるか、結果的であるかを問わず、介護や生活の世話を行っている者が、その提供を放棄又は放任し、高齢者の生活環境や、高齢者自身の身体・精神的状態を悪化させていること。
 - ・入浴しておらず異臭がする、髪や爪が伸び放題だったり、皮膚や衣服、寝具が汚れている。
 - ・水分や食事を十分に与えられないことで、空腹状態が長時間にわたって続いたり、脱水症状や栄養失調の状態にある。
 - ・室内にごみを放置する、冷暖房を使わせないなど、劣悪な住環境の中で生活させる。など
- ② 専門的診断や治療、ケアが必要にもかかわらず、高齢者が必要とする医療・介護保険サービスなどを、周囲が納得できる理由なく制限したり使わせない、放置する。
 - ・徘徊や病気の状態を放置する。
 - ・虐待対応従事者が、医療機関への受診や処方通りの内服、専門的ケアが必要と説明しているにもかかわらず、無視する。
 - ・本来は入院や治療が必要にもかかわらず、強引に病院や施設等から連れ帰る。など
- ③ 同居人等による高齢者虐待と同様の行為を放置する。
 - ・孫が高齢者に対して行う暴力や暴言行為を養護者が放置する。
 - ・孫が高齢者に無心して無理にお金を奪っているのを放置する。など



32

32

3.心理的虐待

高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

〈具体例〉

- 脅しや侮辱などの言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって、精神的苦痛を与えること。
 - ・老化現象やそれに伴う言動などを嘲笑したり、それを人前で話すなどにより、高齢者に恥をかかせる（排泄の失敗、食べこぼしなど）。
 - ・怒鳴る、ののしる、悪口を言う。 ・侮辱を込めて、子どものように扱う。
 - ・排泄交換や片づけをしやすいという目的で、本人の尊厳を無視してトイレに行けるのにおむつをあてたり、食事の全介助をする。
 - ・台所や洗濯機を使わせないなど、生活に必要な道具の使用を制限する。
 - ・家族や親族、友人等との団らんから排除する。など

4.性的虐待

高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

〈具体例〉

- 本人への性的な行為の強要又は性的羞恥心を催すあらゆる形態の行為
 - ・排泄の失敗に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する。
 - ・排泄や着替えの介助がしやすいという目的で、下半身を裸にしたり、下着のままに放置する。
 - ・人前で排泄行為をさせる、おむつ交換をする。 ・性器を写真に撮る、スケッチをする。
 - ・キス、性器等への接触、セックスを強要する。
 - ・わいせつな映像や写真を見せる。 ・自慰行為を見せる。など



33

33

5.経済的虐待

養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

〈具体例〉

- 本人の合意なしに、又は、判断能力の減退に乘じ、本人の金銭や財産を本人以外のために消費すること。あるいは、本人の生活に必要な金銭の使用や本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること
 - ・ 日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない。
 - ・ 本人の自宅等を本人に無断で売却する。
 - ・ 年金や預貯金を自分の借金返済等のために無断で使用する。
 - ・ 入院や受診、介護保険サービスなどに必要な費用を滞納する。
 - ・ 世帯の生活が苦しいため、本人に必要な使用より、他の家族の使用を優先する。
 - ・ 施設入所しているのに本人の同意なく自宅の改造費に預金を使う。など

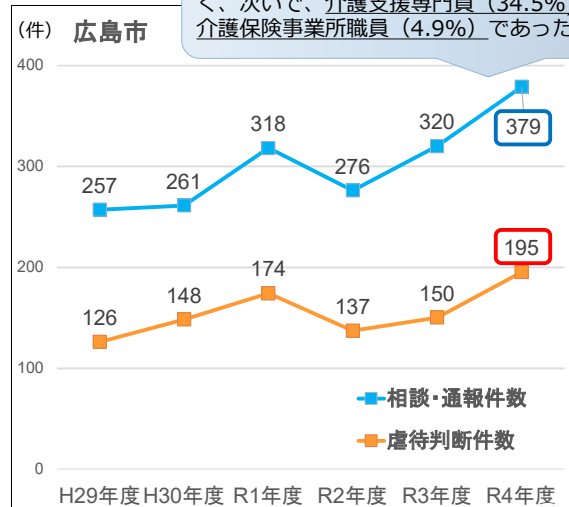
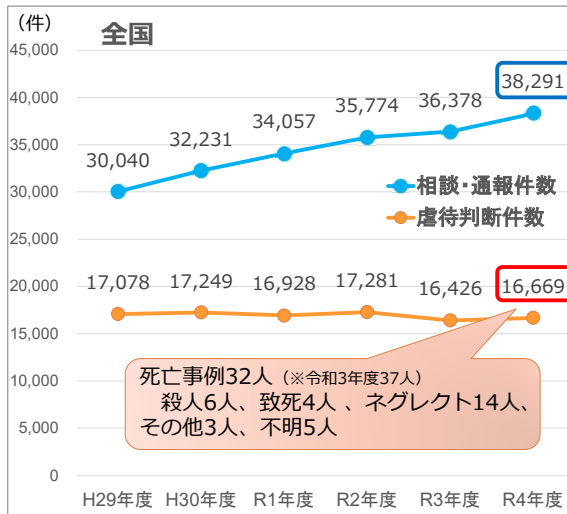


34

34

養護者における高齢者虐待の現状①

「相談・通報件数」と「虐待判断件数」の推移



相談・通報者は、警察（38.4%）が最も多く、次いで、介護支援専門員（34.5%）、介護保険事業所職員（4.9%）であった。

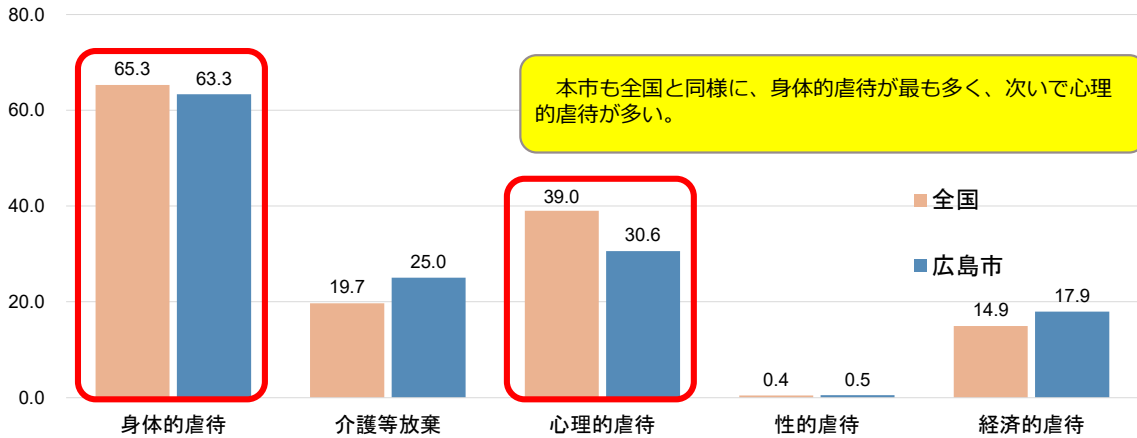
（参考）厚生労働省 令和4年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する 支援等に関する法律」に基づく対応状況に関する調査結果

35

35

(%) 養護者における高齢者虐待の現状② (全国・広島市)

虐待の種別割合 令和4年度(複数回答)



本市も全国と同様に、身体的虐待が最も多く、次いで心理的虐待が多い。

※被虐待高齢者の総数に対して虐待種別ごとに集計。

(参考) 厚生労働省 令和4年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果



養護者による高齢者虐待の発生要因 (広島市)

本市の虐待者側の発生要因は、「介護疲れ・介護ストレス」が最も多く、被虐待者の状況は、「認知症の症状」が最も多い。

複数回答(虐待判断件数に対する割合)

	内容(選択形式 多い順に3項目を抜粋)
虐待者側の要因	介護疲れ・介護ストレス 孤立・補助介護者の不在等 知識や情報の不足
被虐待者の状況	認知症の症状 障害・疾病 身体的自立度の低さ
家庭の要因	経済的困窮・債務(経済的問題) 他家族との関係の悪さほか家族関係の問題 配偶者や家族・親族の無関心、無理解、非協力

被虐待高齢者

- ・性別は、男性が19.4%、女性が80.6%。
- ・年齢は、80歳代が約半数を占める。
- ・要介護度は、要介護1が26.7%、要介護2が20.3%の順に多い。
- ・認知症日常生活自立度Ⅱ以上が約8割。
- ・日常生活自立度(寝たきり度)A以上が約7割。

虐待者

- ・続柄は、息子が35.4%、夫が24.7%、娘が21.2%の順に多い。

(参考) 厚生労働省 令和4年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果



広島市各区高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会

本市では、高齢者虐待防止に係る関係機関などの連携協力体制を構築するために、各区に「高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会」を設置しています。高齢者を未然に防ぐ地域づくりを進めるとともに、地域の関係機関等が連携して、高齢者虐待に関する相談・通報・届出に対し、迅速かつ適切な対応を図ることとしています。（高齢者虐待防止法 第16条）

3つのネットワークが役割を分担し、連携して対応することにより適切な支援を行うこととしています。

見守り・支援ネットワーク

民生委員、地域関係者、近隣住民 など

保健・医療・福祉サービス支援ネットワーク

医療機関（かかりつけ医）、**介護保険事業所**
地域包括支援センター、区地域支えあい課 など

専門的支援ネットワーク

専門医師（精神科等）
弁護士、社会福祉士、警察署
精神保健福祉センター など



38

38

広島市における養護者による高齢者虐待への対応の流れ

① 高齢者虐待通報受理・届出受理

受理機関：区地域支えあい課、担当地域包括支援センター

② 初回コアメンバー会議（虐待の有無、緊急性の判断等）

コアメンバー：区地域支えあい課及び地域包括支援センター職員

③ 個別ケース会議（支援計画作成等）

- 処遇検討会（チームとしての具体的な支援方法の検討）
- 処遇検討専門委員会（より専門的な対応が必要な場合）

④ チームアプローチによる支援の実施



虐待対応終了の2要件

- (1) 虐待が解消していること
- (2) 高齢者が安心して生活を送るために必要な環境が整ったこと

処遇検討会とは…

虐待ケースに応じて、必要な支援を提供できる**各機関等の実務担当者を招集**し、虐待ケースにどのように対応するかをチームとして検討し、具体的な支援を行っていくための支援体制（保健・医療・福祉サービス支援ネットワーク）を構築します。

様々な職種・機関がチームで解決すべき課題に対して、「誰が」「何を」「どのように」「いつまでに」支援を実施するのか**役割分担を明確にし、支援計画を作成**します。

必要に応じて、処遇検討会への参加をお願いします。

（主催：地域包括支援センター）



39

39

介護支援専門員や介護保険事業所職員の役割



高齢者虐待防止のために

高齢者本人や家族との信頼関係を構築し、地域において**日頃から適切なサービス等の提供が受けられるよう支援**する。



早期発見のために

関係する介護サービスの担当者等と日常的に意見交換し、気づきを共有することにより、**高齢者や家族の抱えている困難や虐待のサインをキャッチ**し、適切な支援につなぐ。

資料②をご活用ください。
「高齢者虐待防止のための気づきのチェックリスト」

高齢者虐待が疑われる高齢者を発見した時

一人で抱え込まず、**区地域支えあい課や地域包括支援センターにまず相談**をする。



虐待対応では

虐待の解消に向け、虐待対応支援計画に基づきチームの一員として役割を担う。

- 高齢者の日常を支えるケア
- 養護者への助言・情報提供
- 介護サービスの利用による介護負担の軽減 など



40

40

おわりに

高齢者虐待のない社会へ

誰もが高齢期を迎えます。

高齢者虐待は、高齢者だけでなく、すべての人の問題です。

高齢者や介護する人を見守り、助けあうことが高齢者虐待の防止につながります。

みんなで協力して、誰もが安心して暮らせる社会を作りましょう。



41

41

研修会や資料について

広島市 地域包括ケア推進課

広島市HP ページ番号：838

- ・高齢者虐待に関する資料
- ・令和5年度広島市高齢者虐待防止研修



広島県地域包括ケア推進センター

センターHP 「各種研修情報」のページ

- ・養護者による高齢者虐待防止研修【在宅支援者向けオンデマンド動画配信】

申込受付期間：令和4年10月24日（月）9:00～令和6年11月29日（月）16:00

視聴期限：令和6年11月30日（土）23:59まで

- ・養介護施設従事者等による高齢者虐待防止研修【事業所・施設従事者向けオンデマンド動画配信】

（※令和5年11月29日より追加・差替え資料が新たに掲載されています。）

申込受付期間：令和4年9月12日（月）9:00～令和6年9月30日（月）17:00

視聴期限：令和6年9月30日（月）23:59まで



- ・管理者等高齢者虐待防止研修【事業所のリーダー・管理者等向けオンデマンド動画配信方式】

申込受付期間：令和5年4月26日（水）09:00～令和6年3月29日（金）16:00

視聴期限：令和6年3月31日（日）23:59まで



42